



厚生労働省岐阜労働局
関労働基準監督署発表
平成23年4月21日

担当	監督課長 中村 賢司 電話 0575-22-3251
----	-------------------------------

長時間労働者への面接指導制度の普及促進について

本年度、関労働基準監督署(署長：佐藤健治)においては、過重労働による健康障害を防ぐための取組みを重点とします。

長時間にわたる過重な労働は、疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられ、また脳・心臓疾患の発症との関連性が強いという医学的知見が得られています。働くことにより労働者が健康を損なうようなことはあってはならないものであり、労働者が疲労を回復することができないような長時間にわたる過重労働を排除していくとともに、労働者に疲労の蓄積を生じさせないようにするため、労働者の健康管理に係る措置を適切に実施することが重要です。

過重労働による健康障害を防ぐためには、時間外・休日労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進等のほか、事業場における健康管理体制の整備、健康診断の実施等の労働者の健康管理に係る措置の徹底が重要です。

やむを得ず長時間にわたる時間外・休日労働を行わせた労働者に対しては、労働安全衛生法により以下に該当する労働者に対し医師等による面接指導及び事後措置を講じるよう義務、もしくは努力義務が定められています。(別添「面接指導等の実施に係る流れ」を参照)

月100時間超の時間外・休日労働を行い、疲労の蓄積が認められる者

(当人の申出による)

【義務】

月80時間超の時間外・休日労働を行い、疲労の蓄積が認められる者

(当人の申出による)

【努力義務】

事業場で定める基準に該当する者

【努力義務】

しかしながら、上記は労働者本人からの申出がなければ、医師等による面接指導の対象になりません。過重労働による健康障害を防ぐためには、労働者の健康状況を把握するため医師による面接指導制度を積極的に運用し、適切な事後措置を講ずることが有効です。

本年度、関労働基準監督署においては、各事業場において少なくとも月100時間超の時間外・休日労働を行った労働者が疲労の蓄積の申出がなくても面接指導を実施していただくために、

◇ 長時間労働者への面接指導制度の対象基準を策定すること

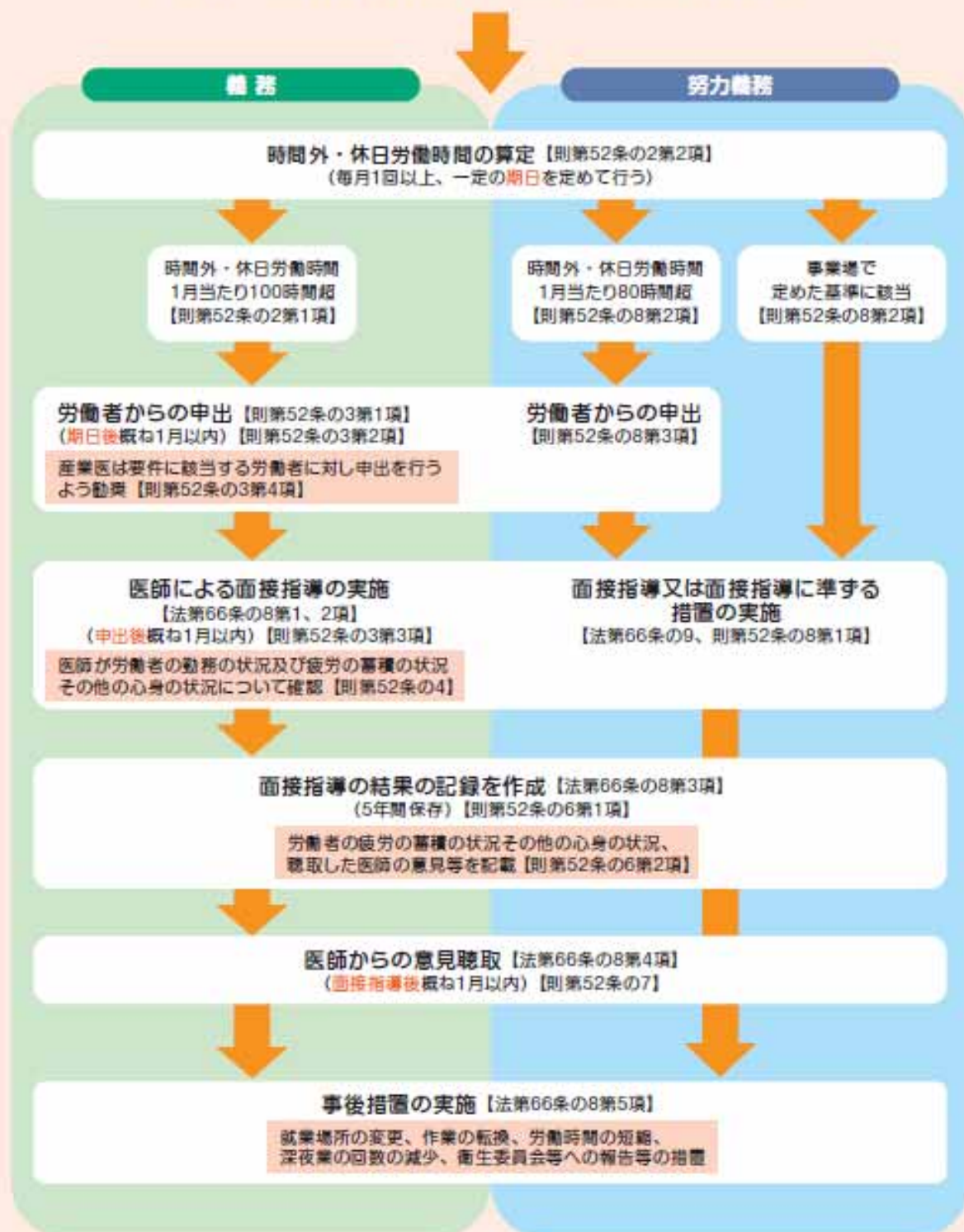
◇ 当該面接対象基準において、少なくとも月100時間超の時間外・休日労働を行った長時間労働者が対象となること

を呼びかけます。なお、当該取組にあたり講習会の開催(今秋)、計画的な監督指導等を実施してまいります。

面接指導等の実施に係る流れ

衛生委員会等で調査審議【則第22条第9号】

○長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること



法：労働安全衛生法 則：労働安全衛生規則